

報が掲載されていなかったことから神奈川県ウェブサイトに掲載されていた情報を確認した。農政局は、これを根拠に、協会に対して、秦野、厚木、伊勢原各市(以下「3市」という。)から成る供給区域を含む5供給区域が補助対象区域であると連絡した。

そして、協会は、農政局からの連絡に従って、当該5供給区域を補助対象区域とするなどとした事業実施計画及び交付申請書を農政局に提出し、その後、補助事業を事業費計12,688,994円(国庫補助対象事業費同額)で実施したとして実績報告書を農政局に提出し、国庫補助金12,688,994円の交付を受けていた。

しかし、農政局が特定農山村法の指定地域の根拠とした神奈川県ウェブサイトに掲載されていた情報は、中山間地域等直接支払制度の対象となる地域に関する情報であった。そして、3市についてみると、秦野市の一部が同制度の対象となる地域となっていたが、3市には特定農山村法等の指定地域に該当する地域はなかった。このため、3市から成る供給区域は補助対象区域とはならない。

したがって、3市から成る供給区域における本件事業に要した経費を除外して適正な国庫補助対象事業費を算定すると計10,056,557円となり、前記の国庫補助対象事業費12,688,994円との差額2,632,437円が過大となっていて、これに係る国庫補助金相当額2,632,437円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、農政局において、補助対象区域の確認が十分でなかったことなどによると認められる。

特定地域経営支援対策事業の補助対象事業費に、対象とならない経費を含めていたもの

(1件 不当と認める国庫補助金 2,052,900円)

部局等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業等	年 度	事業費 (国庫補助対象事業費)	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費 (国庫補助対象事業費)	不当と認める国庫補助金等相当額	
					千円	千円	千円	千円	
(197)	沖縄総合事務局	沖縄県	沖縄県花卉園芸農業協同組合 (事業主体)	特定地域経営支援対策	30	336,000 (336,000)	224,000	3,079 (3,079)	2,052

沖縄県花卉園芸農業協同組合(以下「組合」という。)は、花き集出荷施設における荷さばき作業の効率を高めるとともに、出荷物の品質保持、日持ち性の向上を図るために、浦添市内において、花きの搬送ライン導入工事、荷捌場環境改善工事及び真空予冷装置導入工事(以下「搬送ライン導入工事等」という。)を実施している。

「特定地域経営支援対策事業における対象事業事務等の取扱いについて」(平成23年22経営第7201号農林水産省経営局長通知)によれば、補助対象事業費は、施設等整備に係る工事費、実施設計費及び工事雑費であり、このうち、工事費は、建設工事費、製造請負工事費及び機械器具費とされている。そして、施設等整備後の保守費用については、上記の工事費等に該当しないことから、補助の対象とならないこととなっている。

組合は、搬送ライン導入工事等を事業費336,000,000円(補助対象事業費同額)で実施したとして、沖縄県に実績報告書等を提出して、これにより国庫補助金224,000,000円の交付を受けていた。

しかし、組合は、施設等整備後の保守費用については補助の対象とならないのに、花きの販売管理等に関するシステムの管理サーバ機器の整備後に係る保守費用計3,079,350円を補助対象事業費に含めていた。

したがって、上記の保守費用 3,079,350 円については補助の対象とは認められず、これに係る国庫補助金相当額 2,052,900 円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、組合において補助対象事業費についての理解が十分でなかったこと、沖縄県において実績報告書等の審査及び組合に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

(2) 工事の設計が適切でなかったもの 4 件 不当と認める国庫補助金 21,926,449 円
防風施設の設計が適切でなかったもの (1 件 不当と認める国庫補助金 11,444,626 円)

部 局 等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業者等	年 度	事 業 費 (国庫補助対象事業費)	左に対 する国庫補 助金等交 付額	不当と認 める事業 費 (国庫補 助対象 事業費)	不当と認 める国庫 補助金等 相当額
					千円	千円	千円	千円
(198) 九州農政局	長 崎 県 (事業主体)	—	水利施設 等保全高 度化	3 ～ 5	136,317 (136,126)	74,869	20,826 (20,808)	11,444

長崎県は、効率的な営農と農地の利用集積による農業経営の安定を図るために、佐世保市及び東彼杵郡川棚町にまたがって所在する宮長地区において、区画整理事業として、みかんの樹園地の整地、防風施設の設置等の工事を実施している。

このうち防風施設の設置は、強風の影響を最も受けやすい海岸に直接面した 2 か所において、みかんの風害の防止を目的として、コンクリート製の支柱、化学繊維製のネット等から構成される防風ネット(高さ 5.0m、延長計 168.3m)を設置するものである。

同県は、防風施設の設計について、「土地改良事業計画指針 防風施設」(農林水産省構造改善局計画部監修。以下「指針」という。)等に基づき行うこととしていた。

指針によれば、防風施設は、農作物等が被害を受けない安全な風速まで減風させることを設置目的としており、そのために必要な減風機能を持っていなければならないこととされている。そして、防風施設の設計に当たっては、現地観測等によって得られた風速を基に設計風速を算定し、これを農作物等が風害を受けない風速の最大値である限界風速まで減少させるよう減風機能の検討を行うなどすることとされている。

同県は、防風施設の設置に係る計画において、指針等に基づき、同地区の設計風速 22.1m/s を、みかんの限界風速 7.4m/s まで減少させることとして、防風ネット及び防風生垣を設置し、一体的な防風対策を行うことにより必要な減風機能を確保することとしていた。そして、防風ネットについてのみ先行して設計を行い、防風生垣については区画整理後の現地状況を踏まえて既存の樹木の利用等を含めて検討を行うことにしていた。

しかし、同県は、誤って防風生垣の設計を行わないまま本件工事を発注しており、設計図面において防風施設として防風ネットのみを設置することとしていたことから、防風生垣を設置せずに工事を完了していた。

このため、防風ネットのみの減風機能により、みかん苗木が受ける風速を算定すると、設計風速 22.1m/s の減風後の風速は 18.4m/s となり、限界風速 7.4m/s を大幅に上回っていて、必要な減風機能が確保されていない状況となっていた。

したがって、本件防風施設(補助対象事業費計 20,808,413 円)は、設計が適切でなかったため、みかんの風害を防止するという工事の目的を達しておらず、これに係る国庫補助金相当額計 11,444,626 円が不当と認められる。